研究会番号	2024年度研究会－1

2026年　3月　29日

日本災害復興学会　2024年度研究会

活　動　実　績　報　告　書

＜研究会名称＞

「過疎地における災害復興・居住福祉法学と経済再生」研究会

代表者	吉田邦彦
企画分担者	水野吉章
	今野正規
	角本和理
	津久井進

＜添付資料＞

・活動に関する資料（パンフレット等）がございましたら、添付のうえご提出願いします。

１．本助成により実施した研究活動の全体概要

本助成により実施した研究活動のアウトラインを記入してください。なお、各項目における記入方法は、上段には概要を箇条書きで２行程度にまとめていただき、下段には、その内容を記入してください。

【課題、目的】　この研究活動を行った動機や目的を記入してください。

・過疎地で生じた災害の実態を明らかにする。
・過疎地で生じた災害について、その災害復興のあり方を論ずる。

２０２４年元旦に生じた奥能登震災は、１９９５年の阪神・淡路大震災、２０１１年の東日本大震災とは異なる形で、甚大な被害をもたらし、しかも震災復興は捗々しくない（私が初訪問した数ヶ月後においても、殆ど手つかずといっても、過言ではなかった)。

その実態を明らかにし、何故復興が遅れているのかを究明し、震災復興の方途を論じた。
（１）例えば、家屋倒壊・インフラ破壊など被害実態の深刻さから、避難民の集団移転（例えば、輪島から金沢へのそれ）が議論され、これは東日本大震災における福島放射能被害ゆえの集団移転を想起させるものであった。その利害得失を検討した。

（２）災害復興の決め手として、「地域経済の再生」を考え、例えば、輪島の輪島塗や七尾の和倉温泉などの再生に注目した。しかし、必ずしも、震災復興行政の現場でそうした配慮がなされていなさそうであり、遺憾なことである。

（３）近時の地球温暖化との関係での災害としての、水害や森林火災にまで視野を広げて、その災害復興のあり方にまで考察の範囲を拡げた（２年目)。例えば、２０２５年１月の LA 森林火災、２０２５年７月のテキサス州の水害被害である。支援は得られなかったが、後者について、調査を行った。
そうすると、明らかになったのは、――カトリーナの頃の FEMA の活躍と比較して――トランプ政権における災害復興政策の後退現象であり、復興は斑状になり、居住福祉政策に元来配慮がない日本に近づいてきていると言える。すなわち、ここでも再度考えさせられるのは、居住福祉政策で最も深刻な課題である災害復興政策における市場主義的な施策の問題状況で、公共的な災害復興政策のあり方を再度考えさせられることとなった。

⇩

【実施方法、内容】　この研究活動の実施方法、内容を記入してください。

・現場主義的な実態調査。
・将来的な災害復興の核としての地域経済研確立に向けてのピンポイント調査。

奥能登震災の場合、その被害状況のひどさ、過疎震災の場合の交通網整備の悪さから、ようやく調査に入ることができたのは、数ヶ月後であった（２０２４年５月)。最寄りの宿泊施設もなく、金沢に宿泊しながら、２度に分けて、輪島と珠洲に向けてバス往復した。そこで驚愕したのは、半年経っても震災復興に殆ど手つかずの状況であった。更に、翌年も再調査した（２０２５年１０月）が、朝市広場の解体処理が進んでいるくらいで、依然として復興は遅々としていることを確認した。
ヨリ具体的には、元旦地震の被害の模様、住宅倒壊の状況、避難所・仮設住宅の状況、水害被害との競合、住宅解体、住宅再建の遅れの原因、義援金配布の状況、ボランティアの少なさ、仮設住宅の建設状況、福祉住宅の状況など、現場主義的に被害状況を克明に記録した。
更に、地域経済圏の確立の核となるものとして、輪島塗の桐本さん宅、珠洲塩業の山岸さん宅、和倉温泉協同組合本部をピンポイント的に訪問し、その復興状況の聞き取りをした。いずれも捗々しくないとのことで、私の災害復興の見取り図と現実との乖離を痛感した。

また、地球温暖化との関係での森林火災、水害の海外事例との比較に、２年目に乗り出し、テキサス・ヒルカウンティの水害状況の調査を行うことができたが、その災害復興の状況は、トランプ政権となり、復興対策の変化とともに、激変していることを実感した。

⇩

【活動成果】　この研究活動で得られた成果を記入してください。

・居住福祉学会での記念シンポに積極的に関与。
・労働者協同組合の災害復興への寄与に向けた寄稿。

２０２４年6月には、日本居住福祉学会で、能登震災特集を計画し、日本災害復興学会元会長の室崎益輝教授をお迎えしての座談会を企画し（居住福祉研究３７号（２０２５年1月））、そこでの討論に積極的に発言した（２１-２２頁、６１頁）（わが国における自力復興理念の過度の大きさ、公共概念の狭さなどを指摘した）。現場調査を踏まえた上であるので、シンポ参加の際の手堅い発言ができたと実感し、それも本調査あればこそだと感謝する。

さらに、私は長年、労働者協同組合の研究機関（協同総研）の理事であることから、その所報に、本奥能登調査の成果を報告した（「奥能登震災調査と居住福祉法学上の諸課題――特に事業者補償問題」協同の発見３８０号（２０２４年7月）８６～９３頁）。さらにその後の「奥能登豪雨」（２０２４年9月）を踏まえた、再調査を経て、そのコメントを付加して、吉田邦彦・環境危機・地球温暖化・社会連帯と民法学の課題（信山社、２０２５年）５章に所収した）。そもそも市場主義的な居住福祉に手薄い災害復興政策では、過疎地においては、状況は劣悪で、益々過疎の分断化を進めるだけではないか、それを克服するためにも、地域経済圏の再生が焦眉の課題なのに、その意識も薄く、和倉温泉郷の復活も後回しにされ、衰退は必至ではないかと再調査で認識し、非力を感じている。（なお、再調査の帰途に、神戸長田地区を再訪し、津久井進弁護士も尽力する「神戸まちコミュニケーション」の３０年企画に参加して、神戸震災のコミュニティ再生の歴史を振り返るシンポに参加できたのは何よりだった。）

地球温暖化時代を踏まえて、震災復興以外に、水害・森林火災の災害復興も視野に入れた考察を２年目に行い、アメリカ合衆国のテキサス水害の調査結果を公表した（「テキサス州・グアダルペ川水害復興の課題――トランプ政権による変貌」協同の発見３９０号（２０２５年８＝９月）９２～１００頁）。そこでは、トランプ政権下の米災害復興政策の激変による、復興の立ち後れの状況を指摘し、改めて公共的な災害復興政策の重要性を痛感した。なお、水害復興問題については、前回の研究会で広く論じており、前掲書５～７章で論じている）。

２．本助成により実施された研究活動に関して補足説明することがあれば記入してください。
（例：実施した研究活動の社会的意義、独自性及び改善点、今後の活動予定等）

国立大学を定年で退職し、海外の大学に異動した私としては、科研費の研究活動はできなくなり、本研究会支援は、本当に貴重な財源として、災害復興現場を体験することができたのも、本基金あればこそと、深く感謝している。

神戸震災以降の災害史を振り返っても、その深刻さでは、筆頭にあげられる過疎災害としての「奥能登震災」の法学者からの分析はまだまだ限られている中で、居住福祉法学の側からの考察を公表できたのは、本助成あればこそと、考えている。その災害復興の停滞振りも最悪の部類であり、その原因究明を居住福祉法学の側から指摘できたのは、本復興の為にも、さらに今後の災害復興政策のためにも、活かされるべきだと考える。災害復興法学は、社会的対応という点で、喫緊で必要性の高い民法学の課題であるのに、近時の民法の法典志向的な萎縮現象のために、このことが気づかれなくなっているのは遺憾な事態であるが、なおのこと本研究の重要性は失われないだろう。

本研究で既に開始しているが、地球温暖化時代を見据えた、水害復興、森林火災復興についても、比較考察対象を広げていきたいと考える（その皮切りに、ハワイ・マウイ島のラハイナ森林火災の災害復興の問題について行っていることは、前掲書４章２節参照（元は、協同の発見３７１号（２０２３年１０月））。

＊２年目のこのような視野拡大に関しては、十分に認められず、全て自己負担による海外調査となったが、今後ともご支援を賜れば幸いである。

＊なお、これらの現場研究にあたり、その都度共同研究者には声をかけたが、近時の法学研究者の繁忙さゆえに、同行は難しかった。しかし本研究は決して個人研究ではないことを銘記しておきたい。前記居住福祉学会企画には、水野吉章教授も同学会理事として、参加している。